

インボイス制度開始時の免税事業者との取引意向調査 集計結果を公表

一般社団法人全国スーパーマーケット協会（東京都千代田区、会長：横山清）は、2023年10月より開始が予定されているインボイス制度のもとでの免税事業者との取引意向について調査を行いましたので、結果をご報告いたします。

調査対象：一般社団法人全国スーパーマーケット協会 正会員企業

調査期間：2021年9～10月

調査方法：郵送調査

【調査票と調査結果】

2023年10月から開始が予定されているインボイス制度においては、仕入税額控除の要件として、課税事業者である適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になります。免税事業者は適格請求書発行事業者になれません。

ただし、免税事業者や、適格請求書発行事業者の登録を行っていない課税事業者からの仕入れに対する経過措置として、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

- ・令和5年（2023年）10月1日から令和8年（2026年）9月30日まで 仕入税額相当額の80%
- ・令和8年（2026年）10月1日から令和11年（2029年）9月30日まで 仕入税額相当額の50%

質問：現時点でインボイス制度開始後の免税事業者との取引についてどのような対応を行う予定ですか。

	件数	%
①2023年10月からは、非課税事業者のみと取引する予定	1	3.2%
②免税事業者のうち、消費税相当分を減額して請求を行う者とは取引を継続する予定	2	6.5%
③免税事業者との取引を継続する予定	1	3.2%
④わからない、決まっていない	25	80.6%
⑤不明	2	6.5%
合計	31	100.0%

質問：インボイス制度開始後における、免税事業者からの請求額についてどのようにお考えですか。

	件数	%
①これまで通りの請求額を容認する予定	2	6.5%
②双方による協議のうえ、消費税相当分を減額した金額を請求額として対応する予定	1	3.2%
③事業者によって対応が異なる	3	9.7%
④わからない、決まっていない	24	77.4%
⑤不明	1	3.2%
合計	31	100.0%

スーパーマーケット各社におけるインボイス制度導入後の免税事業者との取引については「わからない、決まっていない」という声が8割近くを占めていることが分かりました。行政等より、免税事業者との取引における対応について混乱が起きないよう、さらなる周知が求められるものと考えられます。